



Title	東洋拓殖株式会社創立期の実態
Author(s)	大鎌, 邦雄; OKAMA, Kunio
Citation	北海道大学農経論叢, 28, 70-93
Issue Date	1972-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10880">https://hdl.handle.net/2115/10880</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	28_p70-93.pdf



# 東洋拓殖株式会社創立期の実態

大 鎌 邦 雄

## 目 次

1. はじめに	70
2. 農事経営	73
3. 移民事業	79
4. 金融事業	87
5. おわりに	92

### 1. はじめに — 課題と限定 —

本稿は日本資本主義が朝鮮経営の中核として設立した東洋拓殖株式会社（以下東拓と略称）の大正6年までの実態を明らかにする事に主眼をおく。

日本資本主義の朝鮮における植民地政策は、日韓「併合」から大正6年までの土地調査事業に代表される第一期、大正7年から昭和5年の米騒動に触発された朝鮮産米増殖計画と農業恐慌に象徴される第二期、さらに昭和6年以降の次第に戦時体制へ傾斜していく第三期の三時期に区分される。まず第一期は一方では朝鮮民族独立運動に対して徹底した武力弾圧を加えるとともに、他方土地調査事業による近代的土地私有制度の確立、運輸通信手段の近代化、度量衡の統一整備、朝鮮銀行を中核とした植民地銀行体系の確立等、植民地朝鮮の資本主義化の基礎工事の遂行に力がそそがれた。<sup>1)</sup>とはいっても、この時期には関税が「併合」以前のまま据置かれ、「朝鮮会社令」<sup>2)</sup>が会社設立を抑制し、日本からの資本輸出も国家資本が中心であり、わずかにあった不動産投資も「極

1) 林炳潤著「植民地における商業的農業の展開」東大出版会、1971年108頁。

2) 会社令の効果については、「朝鮮に於ける泡未会社阻止の目的にて発布せし会社令は当時各方面の大反対を受けたりしが其後当局の意向に反し内地人は差したる出願者なく寧ろ資本の流入を阻碍し居るのみ却て現在にては同法令は鮮人間に最も必要なるを感ずるに至れり」（「東洋時報」158号明治44年11月69頁）というように、朝鮮人に対する反工業化政策（林炳潤・前掲書109～113頁参照）に主眼がおかれた。

めて微弱なもの」でしかなかった。<sup>3)</sup>従ってこの期は朝鮮への資本主義導入期・本格的植民地政策の準備期ということが出来よう。

それに対して第二期は、産米増殖計画が「はじめての産業政策」として登場した。朝鮮殖産銀行→地方金融組合と、東拓の二つの経路を通しての国家低利資金の導入と、それをテコとした土地改良、開墾・干拓・水利事業の本格化及び日本式農法の完成によって、朝鮮は日本の食糧供給基地としての性格をはっきりと帯びる事になった。他方同計画を通じて日本人地主による土地集中が一層激化し、名実ともに植民地支配体制が確立する。<sup>5)</sup>しかし、昭和に入って朝鮮からの米の供給過剰が昭和五年の世界恐慌に一致することにより、未曾未有の農業恐慌が生じた。その結果米穀一点張の農業政策が是正され、南綿北羊の原料政策がとられるとともに、日本資本主義の軍需インフレによる重工業化政策に対応した工業化がおしすすめられたのが、第三期の植民地政策だったのである。

こうした植民地政策の変化に対応して東拓の活動内容・分野も変化してくる。第一期には、土地の取得・経営移民の導入、拓殖資金の供給の各業務を行い、総督府の政策の経済的な内実を作り上げようとしていた。とはいっても一方では朝鮮のきわめて遅れた社会・経済状態によって、他方では同時期の日本経済の「慢性不況」の影響によって足枷をはめられ、経営不振に悩まされることになる。第二期には、産米増殖計画の中核として東拓は活動の場を拡げていく。まず第一に土地改良及び農業改良資金の供給機関として国家資金の散布を行い、<sup>6)</sup>第二に土地改良の実行機関として水利・開墾・干拓事業を代行し、各々自己の利益を追求するとともに日本人の土地集中を側面から助け、<sup>7)</sup>食糧増産を積極的に担っていった。第三に産米増殖計画の実施によって、後に述べるような意義を失った移民事業が廃止され、第四に活動領域を朝鮮から広く「満州」中

3) 朝鮮銀行京城総裁席調査課編「朝鮮に於ける内地資本の流出入に就て」昭和8年3頁。

4) 林炳潤・前掲書第三章第三節参照。

5) 朝鮮産米改良計画については、同上書及び矢内原忠雄著「朝鮮産米増殖計画に就て」（農業経済研究 2巻1号）参照。

6) 1920年代の朝鮮に於ける農業金融については金斗宗「植民地朝鮮における1920年代の農業金融について」（東大「経済学研究」10号1965年7月）参照。

7) 浅用喬二著「日本帝国主義と旧植民地地主制」御茶の水書房、昭和43年、104～106頁。

国大陸・南洋へと広げ、日本の帝国主義進出の尖兵としての性格を一層強めることになった。

そもそも東拓のこうした活動は、その創立の時に大枠をはめられていたのである。

日露戦争による朝鮮の実質的植民地化に成功した日本資本主義は、伊藤博文を初代統監として送りこみ政治的支配を貫徹しようとする一方、桂太郎が主宰する東洋協会が朝鮮経営にのり出し、「韓満地方」を視察するとともに、桂太郎を先頭に政界財界に働きかけ、政府が創立から8年間30万円ずつの補助金交付、社債の保証を始めとした保護を含め、国策として東拓の設立を推進したのであった。明治41年東拓法が成立し、その主要業務が農事経営、移民、金融となり、資本金一千万円<sup>10)</sup>で、同年12月東京において創立総会が開かれた。このように東拓は最初から、政府支配者層の「息のかかった」国策会社としてスタートしたのである。

この東拓に対する評価は、戦後主として朝鮮史の分野からなされているが、それは日本帝国主義の植民地取奪の尖兵として、もっぱら東拓の反人民的・植民地的性格の強調に終始しているといっても過言ではない<sup>11)</sup>。

本稿は、上述の研究方法とは別に、第一期の東拓の三大業務を分析することによって、第一に日本資本主義の朝鮮経営の主眼であった農業開発に対して、東拓はいかなる役割を果たしたのか、第二に第一点と関連して朝鮮植民地政策に対する東拓の意義及び次期の産米増殖計画の土台をいかに形成したのか、第三に以上の分析を通して日本資本主義の性格を規定する上での一つの材料を提供する事、以上のような課題に対して一つの解答を与えようとするものである。

- 8) 政府補助金30万円に対して各方面より非難がまきおこったが、東拓首脳は「会社の目的は前述のごとく主として韓国の農業開発にあり、従てその事業の性質極めてジミなるのみならず一の国家的事業にして営利を目的とするにあらざれば最初の内は欠損を免れず」(「東洋時報」115号明治41年4月、23頁)と東拓が国策会社であることを強調し、補助金の「正当性」を擁護している。
- 9) 東拓の業務は東拓法によって以下のように決められた。一農業 二拓殖ノ為必要ナル土地ノ売買及貸借 三拓殖ノ為必要ナル土地ノ経営及管理 四拓殖ノ為必要ナル建築物ノ売買及貸借 五拓殖ノ為必要ナル日韓移住民ノ募集及分配 六移住民及韓国農業者ニ対シ拓殖上必要ナル物品ノ供給並其ノ生産物又ハ獲得シタル物品ノ分配 七拓殖上必要ナル資金ノ供給 八付帯事業トシテ水産業其ノ他拓殖ノ為必要ナル事業ノ経営(東拓編「東拓十年史」大正7年、八頁)
- 10) 株主は日韓両皇室・政府の外、地域的には関西が圧倒的に多かった。(同上書112頁)
- 11) さしあたり渡辺学編「朝鮮近代史」勁草書房1968年参照。

## 2. 農事経営

朝鮮における日本人進出の一大部門が、農地の取得と朝鮮人小作人を使用した地主経営であったが、東拓は朝鮮拓殖の一環として、自ら農地経営に乗り出した。それはこの期の東拓にとって中核的位置を占めることになるのである。

まず東拓の土地取得の過程を見るならば、大別して二つの過程に分けられる。旧韓国政府が現物出資したもの（以下出資地と略称）と東拓自身の買収したもの（同買収地と略称）がこれである。

出資地は、旧韓国政府がその引受株6000株300万円を、田畑各々5,700町歩<sup>1)</sup>の現物で出資したものである。この土地引渡が東拓の最初の業務となったのである。これら田畑各々5,700町歩うち明治42年第一回払込額75万円に対して、韓国国有地中「駅屯土及宮庄土約十萬町歩ノ中ニ就キ将来事業經營上最有利ニシテ且優良ナル部分ヲ選定シ」「田畑各一千四百二十五町歩ヲ引渡ヲ受」<sup>2)</sup>け、第二回以後の払込に充当すべき残りの土地に対しては「予メ選定シ其ノ払入期日ニ至ル迄ハ明治四十一年度ニ於テ旧韓国政府カ該土地ヨリ取入セル小作料実取額ノ八割ヲ以テ賃借スルコト」<sup>2)</sup>になった。さらにこれらの土地に対する「実地調査ノ結果畑ハ管理經營上田ト交換スルヲ便トスルモノ少ナカラサリシヲ以テ更ニ同政府ト協議ヲ遂ケ一定ノ換算価額ヲ以テ田ト交換」<sup>3)</sup>した、この結果出資地は田7137.8町、畑2793.8町、合計9931.7町<sup>4)</sup>になったが、これらの土地は韓国において旧来より用いられていた「斗落」「日耕」等の面積単位を基礎に計算されたものであり、その不正確さはまぬかれなかった。従ってその後の実測によって出資地は田12522.8町、畑4908.7町、雑種地282.4町、合計17714.0町となり、<sup>5)</sup>実に7782.3町、78%の増加を示した、東拓はこの分だけ無償で手に入れたことになる。又、所有権の移転についてもその後の土地調査事業において「韓国政府と東洋拓殖株式会社との間に土地の授受を了れりと雖其の引渡地は総て駅屯土より分割したるを以て別に所有権を主張する人民は……幾多の紛争事件を惹起」<sup>6)</sup>した程であったが、これら紛争事件に対しては、他の日本人所有地の場合

1) この面積は駅屯上収入の17倍半を以って算定した（小早川九郎編著「朝鮮農業発達史『政策編』昭和35年113頁）

2) 3) 前掲「東拓十年史」34頁

4) 同上書35頁

5) 同上書36頁

6) 朝鮮総督府「朝鮮土地調査事業報告書」大正7年180頁。

と同様に、そのほとんどが暴力的に「処理」されたり、一部は韓国政府に代替也を要求して「解決」した。<sup>7)</sup>

こうした出資地はそのほとんどが朝鮮の南半分にあり特に中部の京畿・黄海両道と慶尚南北両道に88.8%が分布し、京城・釜山を中心とした日本人の比較的多い「治安」のいきとどいた農業地方に集中していたことがわかる。

このように出資地は単に東拓の植民地会社としての性格を隠蔽するものとしてあったのみならず、土地面積、豊度、位置についても東拓は法外な利益を得たものである。

次に買収地について見ると、東拓は「朝鮮ニ於ケル農事開発ニ資センカ為内地農業者ヲ移住センメ各地鮮農ヲ指導シテ農業ノ改良ヲ図ラムルニ適当ナリト認メタル地方又ハ政府出資地トシテ引継ヲ受ケタル土地ニ接近シ其ノ管理経営上便益ナル地方ニ於テ土地ヲ買収スルノ方針」<sup>8)</sup>の下に明治42年から土地の大きかりな買収に着手した。買収には買収班を組織し、資金は資本金と日本興業銀行を経由した大蔵省預金部からの借入金をあて、別途会計にて第一期 300 万円第二期1000万円<sup>9)</sup>の予定で買収を行った。その結果大正 2 年までに買収した土地は第一表の如くなる。更に第三期3000万円<sup>10)</sup>で買収を図ったが、しかし、土地調査事業がその緒についたばかりで不動産に

第 1 表 年度別買収地面積及価格

年 度	面 積(町)	価 格(千円)	1町当り 価 格(円)
明治42	3,248	275	84.68
43	6,220	873	140.39
44	14,475	2,625	181.32
大正 1	12,376	3,656	295.54
2	10,598	3,337	314.87
計	46,017	10,765	233.94

「東拓十年史」38頁より作成。

についての諸制度が内実を供ってはず、従って土地の鑑定に手間どったり、買収コストが高かった事、又日本人土地投機熱が高まり地価が急上昇し 3.7 倍になった事、さらに朝鮮人民の東拓に対する「土地を掠奪せん為設立するものと称し」た「浮説」<sup>11)</sup>がこのような大規模な買収によってまさに現実化し、その結果

7) 出資地の土地収奪的側面については、権寧旭稿「朝鮮併合前における日本帝国主義の経済的侵略」(月刊「朝鮮資料」4巻3号昭和39年)参照。

8) 前掲「東拓十年史」36頁。

9) 同上書37頁。

10) 北崎房太郎著「東拓三十年の足跡」東邦通信社出版部昭和13年11~15頁

11) 同上書15頁。

12) 「東拓会社防害の浮説」東京朝日新聞、明治41年4月25日。

東拓に対する非難が生じた事、買収をめぐる東拓社員の疑獄事件を引きおこした事等の理由により買収は中止された。結局大正2年までの買収地は田<sup>13)</sup>30534町、畑<sup>14)</sup>12563町、山林1968町、雑種地2082町、合計47148町に上り、地域的には感鏡北道を除く全鮮各道にわたっているが、<sup>15)</sup>黄海道を含む南部八道で90.7%を占め、農業地帯に集中していることを示している。さらに土地調査事業の結果「面積＝於テ四分二厘強価額＝於テ六割一分三厘強ノ増加」<sup>16)</sup>を示し、東拓がいかに掠奪的に買収にあったかを物語っている。

このように東拓は、出資地はいうにおよばず買収地も優良地を安い価格で集中したのであるが、それというのも植民地における帝国主義本国の権力を背景に、圧倒的な資本力を用いて行った結果であった。

東拓はこれら所有地を次節で述べる移民への割当を除く大部分を朝鮮人へ小作経営に付した。東拓は「小作契約は従来<sup>17)</sup>の習慣を重んじ弊害無き限りは変革せざる方針」でのぞんだが、この事は従来の前近代的諸制度を積極的に利用しつつ、朝鮮人小作農を収奪しようとする意図のあらわれであった。従来朝鮮に於ける小作料収納法には定租、執租、打租<sup>18)</sup>の三種類あったが、東拓は主に定租と執租に集中整理を図った。その結果大正6年には定租25000町歩、執租33000町歩<sup>19)</sup>に達した。こうした定額的な小作料は、東拓の経営安定を目したものであった。

次に小作人管理制度は従来の監官及び舎音といった前近代的中間搾取者を排除し、新たに主として検見、収納、優良品種の普及等の業務を補助すをために朝鮮人小作農から選抜した農監をもうけ直接小作人を指導させるとともに、主要各地に出張所及び派出所を設け、社員が小作地の経営、管理にあたる一方、後に述べる如く日本人移民を農業地帯各地に配し、朝鮮人小作農を「励農」「刺激」し、日本式農法の普及をはかった。

13) 北崎房太郎、前掲書12～13頁。

14) 「前表ノ合計ニ比シ面積ノ増加セルハ地押調査ニ依ル実測ノ結果」である前掲「東拓十年史」38～39頁。

15) 同上書 38～39頁。

16) 同上書41頁。

17) 「朝鮮」3巻2号103頁、前掲権寧旭稿52頁より重引。

18) 定租は豊凶にかかわらず一定額の小作料を納めるもの、執租は収量を立毛又は坪刈によって推定し一定率の小作料を納めるもの、打租は地主又は代理人が小作人との立合の上収穫の際稲束の数を以て或は打穀調整の際穀物の量を以て折半するものをいう。

19) 前掲「東拓十年史」44頁。

この期の農事経営の過程は同時に日本式農法の普及過程でもあった。とはいっても同期間中は金肥の使用は政策的にも抑制され「自給肥料専用時代<sup>20)</sup>」ともいわれたのであり、専ら稲の品種改良に力がそそがれた。在来品種は「幾多雜駁なる品種を混淆し取量品質共に劣等<sup>21)</sup>」であった。従ってこれを改良する事はまさしく「当面ノ急ナル」課題でもあったし、同時に推進された「緑肥の栽培<sup>22)</sup>、改良農具の使用、収穫物調製の改善、耕牛の貸付<sup>23)</sup>」とともに、現存する土壌・水利条件の下で最も容易に普及しうるものだった。まず明治43年5町歩の採種小作田を設置し、農作業過程を全て日本人社員の下に行い、適当な品種を選択したが、その後の拡張によって大正2年には採種田は471町歩<sup>24)</sup>になった。そこで選括された品種は、神力、穀良都、日ノ出、多摩錦等で、朝鮮全土に普及したものとほぼ同一のものであった。採種田で生産された品種は、明治44年以降小作地においても栽培され始めた。朝鮮人小作農は改良品種の導入に対して消極的態度を示したが、東拓

の「強力」な指導により急速に普及した。普及度合は第2表によって示される。

これを朝鮮全土の普及面積に比較すると、朝鮮全土のそれは大正元年2.8%、同6年<sup>24)</sup>39%で、東拓の方がより急速だったことがわかる。又こうした改良品種の反収は土来種の約1.7倍<sup>25)</sup>で1.2石前後の高い収量を示した。

このように東拓の改良品種の「強力」な普及は、総督府の「改良農法普及方針」とあいまって、日本人経営農場のみならず、朝鮮全土への普及の中心として、大正9年に始まる朝鮮産米増殖計画による本格的商業的農業の展開の地盤

第2表 改良品種普及面積及び割合

年 度	普及面積 町	社有田 町	割 合 %
明治44	274	18763	3.6
大正 1	1200	32896	3.6
2	4242	43057	9.9
3	10853	46642	23.3
4	15702	49080	32.0
5	19000	49022	38.8
6	23000	50077	45.9
7	28000	50075	55.9

「東拓十年史」 72頁

20) 林炳潤・前掲書 113頁。

21) 朝鮮総督府「朝鮮の米」昭和8年39頁、くわしくは前掲「朝鮮農業発達史」『発達篇』204~219頁参照。

22) 「東洋拓殖株式会社の経営」（「東洋時報」190号大正3年7月23頁）

23) 前掲「東拓十年史」70頁。

24) 前掲「朝鮮農業発達史」『発達篇』218頁。

25) 同上書 218頁。

東洋拓殖株式会社創立期の実態

を形成していったのである。さらに東拓は、大豆、綿、煙草等の改良も同時におしすすめ、畑作地帯への日本式農法の普及をはかいた。

さらに農事改良の効果を上げるため、又元米水利の便の極めて悪い朝鮮の農地を改良するため、社有地の土地改事業にも着手しているが、大正6年迄には第3表に示されている程度しかおこなわれず又堤防、水路、貯水池道路等の修築工事も同期間中に2945ヶ所、工事費211千円

第3表 東拓土地改良工事（大正6年まで）

工 事 名	竣工年月	工 事 費 千円	蒙利地面積 町
	大正 年 月		
泰川灌漑工事	5 10	4,85	1,900
宮三面機力揚水	5, 12	26	210
梁山郡上西面改良	6, 6	15	80

「東拓十年史」 54頁

で、一箇所当りの工事費も71円80銭<sup>26)</sup>と小規模なものでしかなかった。こうした土地改良、水利事業さらには未墾地開墾といった大規模工事は、朝鮮産米増殖計画の実施をまたなければならなかった。

次に東拓の小作料収入は、第4表に示される通りであり、第5表は粃についてよりくわしく見たものである。

第4表 東拓小作料収納量

年 度	粃 (石)	大 豆 (石)	雑 穀 (石)	綿 (斤)	その他 (円)	金 納 (円)	価額合計 (円)
明治 42	37,633	612	372	—	—	34,078	173,983
43	113,018	2,522	2,224	1,739	—	72,354	726,259
44	136,901	4,129	3,907	265	34	118,622	1,072,201
大正 1	189,629	6,595	9,565	17	3,161	114,006	1,362,538
2	239,573	7,784	11,736	42,059	2,613	68,638	1,694,980
3	293,065	8,222	8,467	22,883	4	46,812	1,603,881
4	255,398	8,312	11,177	29,628	—	78,196	1,452,067
5	291,692	7,916	9,221	11,154	—	230,244	1,688,746
6	278,008	8,197	9,788	5,042	—	261,109	1,730,336

「東拓十年史」 47~50頁

二つの表を対照してみるならば、東拓の小作及び農業経営の性格が、おおよそ判断出来る。まず第一に、収納形態が現物であるということ、この事は日本

26) 東拓編「東洋拓殖株式会社二十年誌」昭和3年63頁。

第 5 表 反当小作料, 単価, 価額及割合

年 度	反当小作料	単 価	価 額	小作料全体に占める粉の割合
明治42	石 不 明	円 3.648	円 137,317	% 78.9
43	〃	5.534	625,494	86.1
44	〃	6.603	903,962	84.3
大正 1	0.520	6.103	1,157,362	84.9
2	0.542	6.275	1,503,417	88.6
3	0.625	5.003	1,466,299	91.4
4	0.591	5.004	1,278,049	88.0
5	0.756	4.702	1,371,538	81.2
6	0.665	4.961	1,379,293	79.7

「東拓年史」47~50頁

及び朝鮮でのそれまでの慣習を受けついたものであるが、同時に朝鮮での遅れた商業的農業の発展に対応したものであった。しかし逆によって東拓自身が巨大な米穀商人として、流通過程においても自己の利益を挙げ得ることにもな<sup>27)</sup>った。第二に収納物の大部分が粉で、価格総額中に占める割合はおよそ80%~90

%を占めた。従って東拓の農事経営の収支は、天候による豊凶の差及び米価の変動に左右されることになった。第 6 表は各市場における米価であるが、これによると朝鮮米は完全に日本内地市場とパラレルに動いている。この期間は朝鮮米の日本への移出量は少く、後の様に内地市場での価格規制力は持っていなかったと思われる。従って朝鮮米価格は日本内地市場価格に

第 6 表 日本及朝鮮に於ける米価

年 度	深川標準中米	大阪釜山米	朝鮮主要
	東京 玄 米	(三等)	市場平均
	円	円	円
明治42	13.14	10.67	8.44
43	13.27	11.05	8.88
44	17.35	14.69	12.45
大正 1	20.96	17.06	16.42
2	21.33	18.17	16.59
3	16.13	12.96	11.89
4	13.07	10.06	9.09
5	13.76	11.27	11.16
6	19.84	17.67	16.12

(第二次米穀統計「日本之部」大正13年農商務省食糧局)

よって左右され、東拓の小作料収入も米価と歩調を合せて、大正 3 年 4 年と減

27) 例えば「昨年(明治44年一引用者)春季以来穀價漸く昂騰の傾向ありしを気構へ、前年度米に持越したる粉八万九千八百二十八石余は本年度初期に至りて持越評価一石平均五円に對シ、六十二錢八厘高即ち一石平均五円六十二錢八厘を以て手放し、予期の成積を挙げたり」(「東洋拓殖会社事業の景況」「東洋経済新報」599号 明治45年6月5日<事業界>)

少し、5年は豊作によってもちなおしてはいるものの2年の水準を越えてはいない。こうしたことがこの期の東拓営業成績の不安定に対する一つの大きな要因となると同時に、又植民地朝鮮の後進的産業構造のなかにあつては、まぬがれえないものとして、他の東拓の事業に大きな影響を及ぼしている。とはいっても第三に、以下で述べる金融事業が不動産諸制度の不備と投資先の不足に伸びなやんでいた状況のなかで、第7表に示されるように高い土地利廻りをあげ、東拓にとって農事経営は事業収益の中核的存在として大きな比重を持っていたのである。

以上この期の東拓の農事経営を見てきたが、それは総督府による農業政策不在の下で、遅れた朝鮮の農業に対して稲の日本産改良品種の普及を中心とした日本式農法の導入に大きな役割を果たしたと言わなければならない。

たしかにそうした導入の持つ

意義は、東拓の土地集中にも見られた様な日本帝国主義の巨大な権力を背景をして行われたのであるが、次期に行われる朝鮮産米増殖計画に対する準備期間として、言換えるならば朝鮮が日本への食料基地へと編成される基盤が、総督府による「資本主義的基礎工事」とあいまって、東拓という国策会社によって形成された事にあつたと言いうるのである。

### 3. 移民事業

朝鮮への日本人の移住は、江華島条約による釜山開港後、明治9年にはわずか54人であったが、その後途中の一時期を除き一貫して増加し、日韓「併合」の同43年には14万人を数え、又同時期前後における増加数が最も多く、大正6年には33万人に達している<sup>1)</sup>。第8表によると移民の過半数が公務・商で占められ、工が13%、農林牧がわずか11.3%にすぎない。しかも大正4年の日本人農

第7表 土地利廻り

年 度	小 作 料	土地評価額	土地利廻り
	千円	千円	%
明治42	174	1,077	12.5
43	726	1,955	38.6
44	1,072	5,401	19.9
大正1	1,363	9,839	13.8
2	1,694	13,906	12.2
3	1,604	14,286	11.2
4	1,452	14,405	10.1
5	1,689	15,000	11.2

「東拓十年史」47～50頁及び「東洋拓殖会社の八年史」（東洋経済新報 748号 大正5年7月15日 103頁）より作成

1) 朝鮮総督府「朝鮮に於ける内地人」大正13年2～4頁。

業経営者数は6969人で所有面積は合計20万余町歩に上り、従って経営者一人当り所有面積は29.4町<sup>2)</sup>、又総投資額4,558万余円一人当り投資額6,541円<sup>2)</sup>となり、そのうち1万円以上の投資者は301人でその投資額3,406万余円、所有地面積158,467町<sup>3)</sup>で、上位4.3%の者に77.1%の土地が集中している。日本人の農業経営はきわめて地主的性格の強いものであった。<sup>4)</sup>

第 8 表 職業別内地人移住者数 (大正6年)

職 業	戸 数	人 口	割 合
	戸	人	%
公務・自由	27,533	89,064	26.7
商・交通	25,874	96,338	29.0
工	12,263	44,328	13.3
農・林・牧	9,447	37,605	11.3
漁・製塩	2,741	11,293	3.4
その他	11,694	41,169	12.4
不明	3,805	12,659	3.8
合計	93,357	332,456	100.0

総督府「朝鮮に於ける内地人」大正13年38~42頁。

こうした農業移民の不振と地主的性格の強いことに対して、植民地政策の上から種々の非難が生じ、又それが総督府の政策にも反映され、大正元年11月寺内総督の次のような自作農民保護の訓令となって表われた。長いものであるが日本人農業者の実態を知る上でも引用してみる。

自作農民の保護増殖に就き特に留意するものあり、由来朝鮮農家の多数は小作及大地主の二階級に分たれ多少の田畠を有して自ら耕種せる自作農民甚だ少なく所謂社会組織の中堅を欠如し為めに産業の隆興と社会の発展を阻碍し来れり故に農事を奨励して賢実なる発展を促進せしむと欲せば勉めて自作農民を保護し若しくは増殖せざるべからず然るに近時土地兼併の弊漸く滋生し巨資を擁して農事経営を標榜し荐に土地を買収する者あり或は投機の目的を以て奇利を射らんとし壟断の挙に出づるものあり地価為めに昂騰し一時の安逸を貪らむとする中小農民は眼前の小利に或わされて百年の長計を誤り往々祖先伝襲の田畑を放売するもの遂日多からんとするの傾向あり是れ実に寒心すべきの至りなり……中略……故に地方長官は能く這般の消息に鑑み兼併を抑へ小農を励まし誠意耕畜に従事せしむとする移住農民に対しては便宜保護を与え徒らに壟断を事とし投機を目的とするものに対しては勉めて良民

2) 前掲「朝鮮農業発達史」『発達篇』591頁、浅田喬二 前掲書78頁。

3) 「内地農業経営趨歩」(京城日報大正6年3月27日)

4) 朝鮮における日本人大地主の存在構造については、浅田喬二 前掲書第三章参照。

を庇護し土地の濫売を防遏し適宜の方法を講究して自作農民を保護増殖して農政上遺憾なきを期すべし。<sup>5)</sup>

当時の日本人農業経営が「土地兼併」「投機」でもって「奇利」を得ることが横行して必ずしも朝鮮の農業発展とは結びついていなかったし、同時にそれは「社会組織の中堅を欠如」させ、総督府を「寒心」せしむる事態が広範に存在していたことがうかがわれる。その対策が「誠意耕畜に従事せむとする移住農民」と自作農民の保護であったが、前述の様に農業政策不在の総督府の下にあっては、東拓の移民事業が唯一の自作農「保護」手段であった。

東拓の移民事業はこうした課題の下で遂行されたが、明治43年移住取扱規則の制定をもって開始された。これによると自作農移民としての甲種と小作農移民としての乙種があり、それぞれ十戸以上で組織された団体移住と個人移住があった。このうち東拓が特に力を入れたのは甲種移民であって、移住後相当の条件の下に土地所有権の譲渡を受け、甲種団体移民は初年度の営農及生活費として一戸につき200円を限度として移住費が年利7分25年の年賦償還貸付を行っている。しかし大正3年には移住規則が改正され、不評であった乙種移民が廃止され、甲種移民を第一種に改め、(1)一戸につき田畑を通じて二町歩以内の割当を受け、(2)土地代金は年利六分25年以内の年賦償還、(3)土地は全部自作、(4)その後成績優良者には三町歩以内の土地の増加を認めるという特典を加えた。これとともに新たに第二種移民新設されたが、これは(1)一戸につき田畑を通じて十町歩以内の割当を受け、(2)土地代金の2分の1以上を土地引渡の際払い込み残額は年利七分五厘25年以内の年賦償還(3)割当地の一部は自作、他は小作に出すことができるというように地主的性格を持つものであった。又団体移民は五戸でもって組織するように改められた。この外移民に対する一般的保護奨励としてはなるべく間接的ならしめる方針を取って、渡航幹施、船車賃割引、農事指導等にとどまっていた。<sup>6)</sup>

こうした移住制度の下での移住者数を見るならば、第9表の如くである。

5) 「朝鮮自作農民の保護」(「東洋経済新報」616号大正元年11月25日<雑報>)

6) 以上「東拓十年史」89~103頁の随所による。

第 9 表 移 住 者 数

年 度	募集戸数	応募戸数	承認戸数	移住戸数	うち第一種	第二種
明治43	戸数定めず	1,235	160	118	117	1※
44	1,000	1,714	720	340	340	—
大正 1	1,045	2,086	1,167	648	648	—
2	1,200	3,472	1,330	577	576	1※
3	1,500	1,964	1,108	435	434	1
4	1,560	1,281	774	298	293	5
5	1,530	1,101	542	258	255	3
6	1,050	1,553	650	347	323	24

「東拓十年史」90~91頁 ※この第二種は何を意味するかは不明。

又大正 7 年 9 月までの移民の分布状態は第10表の如くである。

第10表 道別移民分布 (大正 7 年 9 月)

道 名	第一種	第二種	合 計	道 名	第一種	第二種	合 計
京 畿	463	6	469 (15.5)	慶 尚 南	584	6	590 (19.3)
忠 清 北	9	—	9 (0.3)	黄 海	407	4	411 (13.6)
忠 清 南	234	3	237 (7.8)	平 安 北	6	—	6 (0.2)
全 羅 北	394	9	403 (13.3)	平 安 南	14	—	14 (0.5)
全 羅 南	496	7	503 (16.7)	感 鏡 南	8	—	8 (0.3)
慶 尚 北	371	—	371 (12.3)	合 計	2,986	35	3,021 (100.0)

「東拓十年史」92頁 (カッコ内は割合)

これら二表から判断出来ることは、第一に移民数が少数でしかも漸減しているということである。東拓の意図としては毎月2000戸程度の移住者数を予定していたのであるが、しかし実際<sup>7)</sup>の数は大正 6 年度までに 3021 戸で年平均377戸でしかも大正元年 648 戸を頂点にして年々の減少傾向を示している。こうした移民数の不振について以下の如き原因が考えられるであろう。まず土地の不足

7) 東拓首脳<sup>7)</sup>の弁によれば「年に二千戸位は余り遠からざる中に移住せしむることが出来るやうになるだろうと考へます。仮に二千と致しましても一戸平均五人とすれば一万人になる訳でありますから、其位の数の移住者を得て而も其移住者が極く堅実にして朝鮮の未来の中軸となるべきやうな移民でありましたならば稍々社会の御希望に近くことを得たものであらうと想像を致します」(「東洋拓殖会社事業一斑」「東洋事報」165号 明治45年 6 月20頁)と述べている。

である。東拓は7万町歩以上の土地を所有しているので土地の不足というのは奇異な感じを受けるが、しかしその所有地中既墾地にはすでに朝鮮人小作農民が現に耕作しているのであり、そこへ移住者を入れることは「鮮農ノ小作権ニ支障ヲ及ホス」のみならず、ただでさえ土地を掠奪するという「浮説」のあった東拓にとっては小作権をとりあげることは植民地政策の上からいっても決して積極的に進めうることではなかったのである。こうした事態に対処するには未墾地への移民も考えられるが、未墾地の開墾には既墾地価格と同等以上のコストと2・3年の工事期間を必要とするのであり、又移民自身も「土地其物は従前の歴史を有する立派な土地を好む上に付て既墾地の方を選びはしないか」という危惧があったので、実際にはほとんどかえりみられる事がなかった。従って移民を入植させる土地の不足が移民募集数を予定以下にさせたのであった。次にあげられるのが移住民の質の問題である。東拓首脳の弁によれば「移住希望者は多くありましたが、会社が採用すべきようなる適当なる移住希望者を得るの方法が充分でなかった為に多の希望者を得なかつた」のであったが、東拓の言う「適当なる移住希望者」とは具体的には不明であるが、一定の農業経験と200円程度の資金力のある意志の堅固なる農民という事がその条件であった。実際はどういう農家が移住したのかは不明だが、しかし意志の堅固さとはともかくとして、一定の農業経験と200円の資金を持った農家といえ、小作農は該当しないし、ある程度の土地を所有した農家であると推測されるが、こうした農家は日本において経営を続けて行くことが出来る限り移住の必然性は生じない。要するに「朝鮮の移民的価値は、そこに移住し得る力量を有する内地農業者に移住欲を起さす程、好くはな」<sup>12)</sup>だったのであった。こうした事が応募戸数と承認戸数さらには承認戸数と移住者数との差となって表われたのである。又東拓自身が認める様に朝鮮の事情が知られていなかった事もあるし、移民不振のもう一つの原因として朝鮮農民との「競争」が上げられる。朝鮮農民が、土地調査事業や日本人の投機的な土地買収によって土地を喪失したこと、加

8) 前掲「東拓二十年誌」80頁。

9) 前掲「東拓事業一斑」東洋時報167号 大正元年8月)

10) 同上 166号明治45年7月。

11) 同上、なお200円という数字の根拠は不明であるが、ある推算によると渡航費、初年度の生活費と経営費で200円に上り(神戸正雄著「朝鮮農業移民論」有斐閣 明治43年169頁)又他によれば、300円になっている。(原十吉「東洋拓殖株式会社の韓国移民に就て」東洋時報117号明治41年6月)

12) 「東洋拓殖会社の八年」(「東洋経済新報」748号大正5年7月15日<放資>)

13) 前掲「東拓事業一斑」

えて小作農として植民地的収奪にさらされていた事、それがもともと低い彼らの生活水準をさらに押し下げ、又土地をめぐる彼らの「競争」が一層生活を困難なものにしていった状態のなかで、日本人の移民が日本においては低いとはいえ、朝鮮農民に比して相対的に高い生活水準では小作人としてはもちろんの事小規模自作経営においても、朝鮮農民との「競争」に対処していくのは容易な事ではなかったと思われる。

第二点として、移民の地域分布が農業地帯に集中していることである。全羅・慶尚両道で61.6%にも達している。この事は東拓の所有地がこれらの地域に集中していることにも対応しているが、同時に移民を農業地帯に集中させ、朝鮮農民へ日本式農法を普及させることにより、朝鮮における農業生産力の上昇と東拓の農業経営を側面から助けるようとの配慮があった。この効果は目ざましいものがあり「農事改良ノ度ハ本社（東拓—引用者）移住民分布ノ数ニ比例スト称セラ<sup>14)</sup>」れた程であった。

こうした移民がこの期間どのような経営を続けたかの直接的資料は発見出来なかったが、しかし大正10年の移民の収支決算によって大まかな傾向をつかむことが出来るだろう。

各々の経営の性格を見ると、特等と上等の農家は地主兼自作、中等と下等は自作農家である。それぞれの収入の状態を見るならば、特等の農家は小作料を含めた田の収入が総収入の $\frac{2}{3}$ を占めるが、しかし繩叭売買による収入即ち商人としての性格を持つものが残りの大部分を占める。上等以下の三つの層の農家

第 11 表 移民収支計算表（大正十年木浦支店管内調査）

		特 等		上 等		中 等		下 等	
		金額	付 記	金額	付 記	金額	付 記	金額	付 記
取 入	田	1,848.23	円 割当地9.3町 自作1.5町小 作町7.7町	1,236.50	円 田 1.8町	907.50	円 2.7町	586.00	円 2.3町
	畑	80.00	自己買収畑 1.3反	121.00	畑 1反	70.00		90.00	
	副業	811.40	繩叭売買	180.00	養蚕繭40貫	90.00	養蚕 手工	80.00	海苔製造
	小作料	—		252.00	小作料18石	—		—	
	其他	—		50.00	貸金、預金 利子	—		—	
	小 計	2,739.63		1,839.50		1,067.50		756.00	

14) 前掲「東拓二十年誌」80頁。

東洋拓殖株式会社創立期の実態

	種 苗	10.00		20.55		17.40		15.00	
支	肥 料	44.40	大豆粕, 過 磷酸, 綿実 糞尿 1人 常備 90人	217.50	大豆粕, 過 磷酸, 堆肥 刈草	158.00	大豆粕, 過 磷酸, 堆肥 刈草	93.00	大豆粕 堆肥刈草
	人夫賃	118.55		18.50		77.50		20.00	
	飼 料	—		175.00	牛 1頭 牛 1頭	110.00	牛 1頭 蚕	60.00	
	其の他	60.00	小作人保護	—		—		—	
	生活費	688.76	家族 5人	681.50	家族 8人	345.50	家族 4人	359.00	家族 7人
	教 育	20.00		30.00		—		30.00	
	衛 生	61.00		65.00		35.00		15.00	
	修 繕	46.70		40.00		40.00		15.00	
	雑	265.00	寄付, 葬式	60.00		—		20.00	
	公 課	52.65		52.65		31.60		36.25	
年 賦	78.05		78.05		78.05		87.54		
小 計	1,445.31		1,562.25		942.55		744.79		
差 引 益		1,294.32円		400.45円		124.95円		11.21円	

(総督府「朝鮮に於ける内地人」64~72頁 大正13年)

注) 特等以外の割当地の面積は不明

上等の小作地面積も不明

特等の小作料は粍75石藁340把

は、田の収入がそれぞれ80%前後を占め、経営の主柱が田であることを示してはいるが、しかし副業も各々10%程度の割合を占め、その重要性は特に中等で剰余部分と副業収入がほぼ等しく、下等においては赤字補填としての性格を持っていることから示される。次に支出の割合を見ると、どの農家も家計費の割合が多く特等は臨時的な雑費が多く家計費が高くなっているが、それを除くと50~60%を占め、農業支出は上と同じ理由で特等に低く出ているが大体20~40%を占めている。公課・年賦金は10%程度であるが、下層程高く下等の農家では16%にのぼり農家にとってかなり大きな負担になっていると思われる。最後に差引益を見ると、各農家に大きな格差が見られ収入中に占める割合は上からそれぞれ47%・22%・17%・2%となり、下等農家でもほぼC+V部分が保障され、上・中等農家が若干の剰余を出し、特等の農家は地主としての地代を得ている。しかしここで注意しなければならないことは、大正10年の米価は、日

本経済が不況であったとはいえ、まだ米騒動の影響が残っており、その為明治末～大正6年の10～17円のほぼ<sup>15)</sup>2～3倍の27円であり、又各農家は<sup>16)</sup>大正7～9年の米価高騰期における剰余を残していることもうかがわれる。従ってこの期の移民の農業経営は上の様な良好な状態にあるとは思われず、もっと副業の比重が大きく、又収入中の田収入の割合が高く米価変動の影響を直接受け、かなりの経営が赤字を出さざるを得ない状態にあったのではないかと推測される。

事実こうした移民の経営の苦しさは次の引用からも示される。

(前略) 邦人移民も指定地に依りては予想以上に不良の土地を給与せられ、又副業を得んとするにも場所に依りては其余地なきものあるのみならず、目下多くは開拓半ばにあるものなれば、副業なきものは之が為めに生活上の困難を感ずることなしとせざるが故に我移民中には不平を懐くもの多き由にて、此程も全羅南道羅州に移住したる五十余名の我移民等は、給与せられたる土地が予想外に不良にして且つ副業を得るに困難なるが為め失望するもの多く……中略……我移民の成績は東拓の云うが如く決して良好なるものにあらず<sup>16)</sup>。

こうした移民の不振に対して東拓は一応の保護はあったものの、しかしそれは「なるべく間接的ならしめる方針」であり、唯一直接的な保護であった移住費貸付も団体移民に限られており、貸付高も一戸平均70円程度にすぎなかった<sup>17)</sup>。

次に、東拓にとっての移民事業は、せいぜい移住費貸付ぐらいなものであるが、それも次節において見る金融事業全体のなかでは小さな意味しか持たず、従って直接事業利益になる事は皆無と云って差つかえない。

以上述べた様に、東拓の移民事業は移住地の不足と移住希望者の質の悪さから当初予定した数をはるかに下廻る数しか移住させることが出来ず、数の上から見るかぎり失敗であった。しかしひるがえって考えてみると、朝鮮への小農民移住の問題は、それまでの日本人の農業経営が投機的で直接生産力の上昇と結びつかなかった事に対して、一方では政治的安定を図るため、他方では朝鮮への日本式農法導入の実物教育として提起されたのであった。総督府による農

15) 農商務省食糧局「第二次米穀統計」『日本之部』大正13年。

16) 「東洋拓殖移民成績不良」(『東洋経済新報』560号明治44年5月15日<雑報>)

17) 前掲「東拓十年史」94～95頁。

業政策が欠如していた時期に、それを補完するものとして東拓という国策会社によって日本人移民を導入し、日本式農法の普及に努めたのである。そうした意味からすれば、先にも述べたように一応の成果を上げたと言いうるのである。従って大正9年に産米改良増殖計画が実施され本格的農業政策が展開されるとともに、日本式農法は政策的に普及される事になり移民の必然性がうすらぎ、大正11年第一種移民募集が中止され、昭和に入って移民事業そのものが廃止されるのである。

#### 4. 金融事業

朝鮮に於ける不動産担保金融制度は李王朝時代においては、貨幣経済の未発達及び土地所有制度の未整備の結果、きわめて遅れた前近代的なものであった。

明治43年10月韓国政府は土地建物証明規則を、又同年12月土地建物典当規則をそれぞれ勅令を以て公布し、近代的不動産制度の整備に着手した。統監府もこれに応じて同年11月府令を以て土地建物証明規則を發布しその実施上の効果を補足した。しかしこれら規則は第三者に対する効力が不分明であった為、「併合」後の明治45年4月総督府は朝鮮不動産登記令、朝鮮不動産証明令及び朝鮮民事令を制定した。これらの諸令は日本の不動産関係諸法を朝鮮に適用するためのものであったが、しかし施行の前提となる土地台帳が未整備であったため、大正7年の土地調査事業完成による近代的土地私有権の確定までその実施を留保し、朝鮮不動産証明令を暫定的に<sup>1)</sup>制定施行した。このように朝鮮における不動産関係諸法は明治45年には形式的に整備されたが、それが完全に内実をもって施行されるためには大正7年まで待たなければならなかった。こうした事態は金融機関から見れば、「韓国は担保品となるべき土地及信用制度完全ならざる為、営業上には至難の<sup>2)</sup>営点」が存在し、その行動に足枷をはめられていた「過渡時代であった。

東拓の金融業務は、そうした「困難」な状況を背景に、明治42年の貸出規則の制定をもって開始されたのである。東拓の資金供給方法は、

一、日韓移住民ニ対シニ十五年以内ノ年賦償還ノ方法ニ依ル移住費ノ貸付

1) 前掲「朝鮮農業発進史『政策篇』」104頁。

2) 「市原韓銀総裁の演説」(東洋経済新報)505号 明治42年11月15日<事業界>

- 二. 移住民及韓国農業者ニ対シ十五年以内ノ年賦償還ノ方法ニ依リ韓国ニ於ケル不動産ヲ担保トスル貸付
- 三. 移住民及韓国農業者ニ対シ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依リ韓国ニ於ケル不動産ヲ担保トスル貸付
- 四. 移住民及韓国農業者ニ対シ其ノ生産物又ハ獲得シタル物品ヲ担保トスル貸付
- 五. 韓国ニ於ケル不動産ヲ担保トスル三年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル貸付  
その後韓国ノ不動産制度ノ状態ト公共団体ヘノ貸付ノ途を開クため、明治43年ノ東拓法一部改正ノ時に次ノ二項目がつけ加えられた。
- 六. 韓国ニ於ケル日韓公共団体ニ対シ二十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル無担保貸付
- 七. 移住民及韓国農業者ニシテ二十人以上連帯シテ債務ヲ負フ者ニ対シ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル無担保貸付

これと同時に朝鮮ノ農工銀行ノ発行スル農工債券ノ引受もすることになつた、<sup>3)</sup>

以上各項目ノ性格を見れば一、二は不動産担保ノ年賦償還による長期貸付、三は不動産担保ノ定期償還による中期貸付で、他ノ項目も年賦償還は長期、定期償還は中期ノ性格を持つ。

当初東拓ノ貸出限度額は払込資本金額ノ<sup>4)</sup>1/5に限られていたが、明治43年にその制限が撤廃され、その後ノ貸出額ノ増加によって2で述べた土地買収資金とともに、興業銀行を経由して大蔵省預金部資金を借入れたが、大正2年フランスで政府保証社債を発行した。この外債発行については既に明治43年に帝国議會ノ賛同を得ていた。<sup>5)</sup>しかしバルカン半島をめぐってノ帝国主義諸国間ノ政治的不安定からノびのびになっていたが、適当な時期を見て日仏銀行ノ手に依って売出した。総額は5000万フラン2000万円であつたが、東拓ノ受取額1700余万円でその使途は、前記預金部借入金に対する返済600万円のみで、残額1100万円は後ノ事業資金として徐々に支出スル予定で、朝鮮銀行に預け入れた。<sup>6)</sup>さら

3) 前掲「東拓十年史」18~19頁。

4) 「東拓貸出制限拡張に就て」(「東洋經濟新報」501号明治42年10月15日<事業界>)

5) 「東拓社債募集計畫」(「同上」515号、明治43年2月25日<事業界>)

6) 「東拓社債ノ成立」(「同上」627号大正2年3月15日<雜報>)及び「東拓社債金ノ使途」(「同上」630号大正2年4月15日<雜報>)

東洋拓殖株式会社創立期の実態

に大正3年4000万円の外債発行を計画し議会の賛同を得たが、第一次大戦の勃発により中止された。<sup>7)</sup>

次に拓殖資金貸出高の推移を見てみよう。

第12表 各年度末貸付現在高

年 度	定期償還		年賦償還		移住費 貸付	小計	農工 債券	合計	
	金額	口数一口当	金額	口数一口当					
明治 42	千円 222 (100.0)%	17	13,053 円	千円 — (—)%	—	千円 — (100.0)%	—	千円 222	
43	430 (72.3)	126	3,413	158 (26.5)	626,333	7 (1.2)	595 (100.0)	—	595
44	514 (44.1)	210	2,448	623 (53.4)	5710,930	29 (2.5)	1,166 (100.0)	1,000	2,166
大正 1	925 (37.4)	314	2,946	1,477 (59.7)	13211,189	71 (2.9)	2,473 (100.0)	1,000	3,473
2	1,453 (35.9)	791	1,837	2,457 (60.7)	272 9,033	136 (3.4)	4,045 (100.0)	2,300	6,345
3	1,668 (30.6)	1032	1,616	3,605 (66.1)	603 5,978	178 (3.3)	5,450 (100.0)	2,300	7,950
4	1,442 (24.8)	1005	1,435	4,159 (71.8)	977 4,257	213 (3.7)	5,813 (100.0)	1,650	7,463
5	1,288 (22.1)	828	1,556	4,320 (74.3)	1069 4,040	211 (3.6)	5,819 (100.0)	1,100	6,919
6	1,622 (19.6)	600	2,722	6,646 (80.3)	1462 4,546	年賦償還 を含む	8,267 (100.0)	3,627	11,884

(「東拓十年史」21頁。移住費貸付については前掲「東洋拓殖会社の八年」)

第12表によれば、貸付金総額は大正3年では順調な伸びを示すが、同4年5年と減少し6年に再度上昇している。定期償還貸付も同様であり、年賦貸付は4年5年に若干の停滞を見せたのにとどまっている。こうした変動の原因として「拓殖資金の需要は米価の低落及時局（第一次大戦の効発と日本の不景気一引用者）の影響に因り一般に沈衰し」<sup>8)</sup>「固定的投資ヲ控ノ傾向」<sup>9)</sup>による「拓殖資金の申込激減」<sup>10)</sup>したためであった。次に貸付総額中に占める割合を見れば、当初

7) 「東洋拓殖定時總會」（「同上」671号 大正3年6月5日<事業界>）及び「欧州動乱と東拓」（「東洋時報」191号大正3年8月）

8) 朝鮮総督府「施政年報」大正4年239頁。

9) 前掲「東拓十年史」19頁。

10) 前掲「東拓二十年誌」22頁。

定期償還貸付が圧倒的比重を持っているが、明治44年に年賦償還貸付が過半を占め、大正6年には80%に達して、東拓の金融業務が長期資金供給の性格を強めていることがわかる。移住費貸付は前に見たように移住者数そのものが少いうえに、一戸当り限度額が200円であったため、わずかの比重を占めるにすぎない。さらに一口当り貸付金額は定期・年賦とも金額を低下させているが、定期償還貸付は1400円～3400円、年賦償還貸付で4,000～10,000円で後者が前者の3倍の金額であることが注目される。東拓法によれば「不動産ヲ担保トスル貸付金額ハ東洋拓殖株式会社ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス」とあるから、これから逆算するならば、定期で5,700円～2,100円、年賦で1,5000円～6,000円に相当する不動産を担保として取っていたことになる。田の1反歩当り価格は<sup>11)</sup>大正5年で50円であるので、定期ならば4町歩、年賦ならば12町歩程度の所有者が東拓資金を利用して、特に固定資本に投下しよう

第13表 東拓資金用途別貸出高

年 度	農業資金	公共団体 貸 付	雑 資 金	計
	万円	万円	万円	万円
明治44	47 (41.2)%	40 (35.4)%	27 (23.4)%	114 (100.0)%
大正 2	262 (67.4)	79 (20.3)	48 (12.3)	389 (100.0)
3	322 (61.2)	154 (29.3)	50 (9.5)	526 (100.0)
4	327 (58.5)	182 (32.6)	50 (8.9)	559 (100.0)
5	226 (46.8)	254 (44.6)	49 (8.6)	569 (100.0)
6	396 (48.0)	363 (44.0)	66 (8.0)	825 (100.0)

(総督府施政年報各年但農工債券移住費貸付を含まず)

公共団体向貸付は少い年でも21～30%、多い年では45%もの割合を示し、特に大正4年5年の増加は、農業資金の減少を補っている。こうした事態は、一方で

いたことになる。年賦貸付が大正に入って60～80%の割合を持っていることを考え合せるならば東拓の金融事業は中地主以上を対象に行われたということが出来よう。

しかし第13表を見るならば、地主を中心とした農業資金貸出は大正3年4年には貸出総額の60%を占めるが、前述の米価下落による需要減少の為金額・割合ともに減少させている。それに対し公

11) 前掲「朝鮮農業発達史」『発達篇』595頁。

は朝鮮植民地財政の脆弱性を示すととも<sup>12)</sup>に、他方では農業資金の需要が米価変動によって減少したのみならず農工銀行の不振にも見られるように、資金需要そのものが一般的に小さかったことの現われでもあったのであり、それを公共団体貸付でカバーしていたのであったが、同時に「醜業者」に貸付け資金の固定化を招くといった状態にあったのである<sup>14)</sup>。

とはいっても第14表によって貸付利息収入及び貸付残高に対する割合を見るならば、貸付金の増加するのに応じて利息収入も順調な伸びを示し、大正4年には一割に上っている。社債の利率は、5.2%であるからその利ざやだけでも、米価変動になやむ東拓にとって、安定した収入源であった。

第14表 貸付利息収入及割合

年 度	貸付残高	同 利 息 入 取	割 合
	千円	千円	%
明治42	211	7	3.2
43	595	27	4.7
44	2,166	74	3.5
大正1	3,401	202	6.0
2	6,345	326	5.2
3	7,751	509	6.6
4	7,481	743	10.0

前掲「東洋拓殖会社の八年」

以上見てきたように、この間の東拓の金融事業は、未だ近代的土地私有権が確立せず、従って不動産金融制度の内実が伴わないといった大きな限界を持ちつつ、その中で中地主以上の階層を対象とした長期貸付を中心に行ってきた。しかしここでも米価低落がもともと小さい資金需要をさらに小さくし、従って財源不足になやむ公共団体への依存を強め利息収入を維持しなければならなかった。それ故、東拓の金融事業が本格的に展開するのは、大正7年の土地の私有権の確定＝不動産金融制度の実質的完成と、米騒動の原因となる米価騰貴と待たなければならなかった<sup>15)</sup>。

- 12) 明年度（大正2年度——引用者）に於ける総督府事業資金は専ら東洋拓殖会社をして社債を募集せしめて依て得たる資金を朝鮮銀行に預入し、朝鮮銀行は此正貨準備を以て兌換券を発行し、以て総督府の資金需要に應ぜんとするものにして該社債は例の日仏銀行を利用して外資を輸入する計画なるが如し」（朝鮮外資募集説）「東洋経済新報」607号大正1年8月25日
- 13) 朝鮮殖産銀行編「朝鮮殖産銀行二十年史」昭和13年 30～31頁参照。
- 14) 前掲「東洋拓殖会社の八年」
- 15) 大正6年以降は、東拓法の改正もあって資金貸出高はそれまでとはけたちがい、多く、大正10年には5億6千万に上っている。（前掲「東拓二十年誌」25頁。

## 5. おわりに

以上東拓の事業を三大事業別に見てきたが、それらの総括として東拓の営業成績を分析し、最後にこの期の東拓の意義と限界を明らかにしたい。

第15表 累年損益概況（単位千円）

利 益					年 度	損 失					
補給金	諸利息	事業収入	諸収入	合 計		当期純益	合 計	俸給及諸給	諸経費諸損	支払利息	諸償却
300	6	—	5	311	明治 41	152	159	17	89	—	52
300	83	134	40	559	42	298	260	76	184	—	—
300	72	699	6	1,078	43	513	564	93	470	—	—
278	110	1,155	21	1,565	44	510	1,055	98	689	76	190
300	288	1,422	53	2,064	大正 1	572	1,491	118	835	469	69
300	767	1,945	26	3,039	2	804	2,234	126	995	977	135
300	859	1,674	27	2,862	3	515	2,346	120	1,129	990	106
300	968	1,479	32	2,780	4	706	2,073	298	847	873	54
—	1,010	1,877	42	2,930	5	817	2,112	305	730	844	232

（前掲「東拓二十年誌」巻末図表より）但し、数字の不整合は千円未満切り捨のため、

第15表の事業収入のうち約90%が小作料収入であり、又諸利息のうち貸付利息が半分以下である年が多い。（第5及び14表参照）ここで注目すべき事は、事業収入の比重が大きいことであり、利息収入の安定性である。とはいっても、諸俸給と諸経費を加えたものと事業収入及び諸利息と支払利息を比較対照するならば、東拓の営業収益はむしろ低調であったと言うことができる。それ故補給金の意味がその数字が示す以上に大きかったのである。<sup>1)</sup> というのは、この期9年間の純利益の合計489万円のうち267万円は補助金であり過半を占めているし、さらに配当率を6~6.5%に維持できたのも補助金があったからである。しかもさらに配当率の維持のため、大正3年には役員賞与を辞退した外に同

1) 補給金の期限が切れる大正4年には、東拓首脳が政府当局に必死に延長を要請した（北崎房太郎 前掲書46頁、及び「東拓補給金継続すべからず」「東洋経済新報」728号、大正4年12月25日<社説>）

2年～4年には連年繰越金のとりくずしまでも行っている<sup>2)</sup>。従って内部留保もきわめて低く19.9%にすぎない。

こうした東拓に対して経営的に見るならば「要するに東拓の過去八年は失敗の歴史であり、而してその将来は、今日の処、洵に混沌たるもので」<sup>4)</sup>あったというるであろう。

以上の事をふまえて、この期の東拓の持っていた意義について、紙幅の都合で簡単に述べるならば、次の様にまとめられる。

第一に「国策会社」としての資本力と政治力を最大限に利用しつつ取得した土地における農事経営と不振に悩みながらも3000戸の日本人移民によって、朝鮮への日本式農法特に日本式品種の導入に、東拓は大きな影響を及ぼした。

第二に、金融事業の不振は資本主義の内実が備わっていなかった朝鮮においては、やむをえなかったとはいえ、ともかく農工銀行とともに、不動産金融による農業資金供給の制度を導入したという効果は、産米増殖計画における低利資金供給のさきがけをつくったように思われる。

第三に、上の二点と関連して、総じて東拓の事業は、日本式農法の普及においても不動産金融制度の導入においても、総督府の植民地政策が、資本主義化の基礎工事に終始していた事に対し、必要なぎりでの「産業政策」を代行し、補足するものとしてあったというる。それこそ東拓の国策会社としての所以であったのである。

最後に、東拓の営業成績の不振という事態は米価の低下という一時的な要因もあるが、基本的には朝鮮が植民地として日本資本主義には実質的に包摂されていなかった事、いにかえるなら、日本からの資本輸出の脆弱性にも示されるように、日本資本主義の内部矛盾の解決手段としての朝鮮経営があったのではなく、むしろ先進資本主義諸国の「外圧」に対する政治的対処として、帝国主義的内実をもたないままに、早熟的な植民地獲得の結果であった。従って東拓が本格的に植民地経営で業績を上げるのは、日本資本主義の内部に帝国主義的独占が形成される、大正後期を待たなければならなかった。

- 
- 2) 大正3年度は補給金と前期繰越金を除く営業収入は、わずか21万円にすぎず、そのため減配を主張する会社側と、むしろ今までの配当が低すぎたとして増配を要求する関西の株主が株立総会を前に鋭く対立し結局、監事の辞任、会社組織の改革、経費節約、役員償与の辞退ということで両者妥協し、配当は6分5厘に減じた(「東拓の紛擾」『時事新報』大正4年5月23日、「東拓会社総会」『同上』同24日、『東拓株主総会』『大阪朝日新聞』同11日、「東拓成績」『京城日報』同23日)
- 3) 前掲「東拓二十年誌」巻末図表
- 4) 前掲「東洋拓殖会社の八年(中)」